

※建築確認申請手続きの前に必ず事前協議をお願いします

後退道路用地に関する協議書の提出

様式第1号（添付：付近見取図、配置図（後退線を記載）、公図（字図））
様式第1号の2（協議時点で建築主と土地所有者が異なる場合）

寄付の場合

寄附申出書の提出

様式第2号
（添付：平面図、登記簿謄本、印鑑証明書）

市が土地家屋調査士に依頼

- ・道路後退線を出すために必要な測量
- ・官民(民民)境界の立合い
- ・後退部分の分筆登記手続き
※登記承諾書に押印が必要。
※抵当権が設定されている場合、一部抹消が必要。

工作物等の撤去（自費）

後退部分の撤去費の一部補助あり。
※下記、「後退道路用地の取扱い」を参照

市が司法書士に依頼

所有権移転の登記手続き

市が道路として管理・舗装整備

自己管理の場合

- ・道路後退線を出すために必要な測量や官民(民民)境界の立合い業務
（自費）

自己管理承諾書、誓約書の提出

様式第3号（添付：印鑑証明書）
様式第3号の2

工作物等の撤去（自費）

更地にして道路として自己管理

※寄附申出書～所有権移転登記の手続き期間は、概ね4ヶ月要します。
※寄附申出書の受付期間は4月～12月となります。
※自己管理の場合は随時受付を行っております。